

和歌山県立医科大学薬学部FD委員会規程

制 定 令和3年4月1日和医大規程第39号

(設置)

第1条 和歌山県立医科大学薬学部におけるファカルティ・ディベロップメント（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称のこと。以下「FD」という。）に関する事項を審議するため、薬学部FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 薬学部の教員 8名以内
 - (2) 薬学部事務室職員 1名
- 2 前項第1号に掲げる委員は、薬学部の教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て薬学部長が任命する。
- 3 教育研究開発センターFD部会の部会長及び副部会長が、薬学部教授会の構成員であるときは、前項の規定にかかわらず、委員会に前項の規定に基づき選任された委員として加わるものとする。

(審議事項)

第3条 委員会は、薬学部の次に掲げる事項を審議する。

- (1) 授業改善のための基本方針の策定に関すること。
- (2) 授業評価の実施に関すること。
- (3) 教授方法の改善のための支援に関すること
- (4) FDに関する研修会及び講習会の開催に関すること。
- (5) FD活動の情報収集と提供に関すること
- (6) その他FDに関すること。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員により互選し、教授会の審議を経てこれを定める。

- 2 委員長は委員会を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第5条 第2条の規定により選出される委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(結果の報告)

第7条 委員会の審議結果は、教授会に随時報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、薬学部事務室において行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。